



平成26年（行ツ）第13号

平成26年（行ヒ）第22号

決 定

当 事 者 の 表 示

別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成25年（行コ）第189号損害賠償等を求める請求事件について、同裁判所が平成25年8月29日に言い渡した判決に対し、上告兼申立補助参加人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきもの



とは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成27年1月15日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	櫻	井	龍	子
--------	---	---	---	---

裁判官	金	築	誠	志
-----	---	---	---	---

裁判官	白	木		勇
-----	---	---	--	---

裁判官	山	浦	善	樹
-----	---	---	---	---

裁判官	池	上	政	幸
-----	---	---	---	---



当 事 者 目 録

千葉県白井市復 1 1 2 3

上告人兼申立人 白井市長 伊 澤 史 夫

千葉県白井市池の上 3 - 3 - 1 7

同 補 助 参 加 人 横 山 久 雅 子

同訴訟代理人弁護士 吉 峯 啓 晴

吉 峯 康 博

高 橋 拓 也

大 井 倫 太 郎

大 河 原 啓 充

中 村 栄 治

朴 鐘 賢

吉 峯 真 毅

吉 峯 裕 毅

千葉県白井市池の上 3 - 8 - 7

被上告人兼相手方 藤 森 義 韶

千葉県白井市堀込 1 - 6 - 4 - 2 0 2

被上告人兼相手方 大 内 林

千葉県白井市池の上 2 - 9 - 1

被上告人兼相手方 徳 本 悟

千葉県白井市池の上 1 - 1 - 9

被上告人兼相手方 遠 藤 良 子



千葉県白井市堀込 2-4-14-102

被上告人兼相手方 中 村 吉 美

千葉県白井市南山 1-3-1-1001

被上告人兼相手方 藤 野 龍 一

千葉県白井市堀込 2-1-5-704

被上告人兼相手方 間 嶋 博

千葉県白井市南山 2-9-10

被上告人兼相手方 山 本 恵 一

千葉県白井市富士 136-19

被上告人兼相手方 奥 山 和 代

千葉県白井市堀込 2-1-5-704

被上告人兼相手方 間 嶋 信 子

千葉県白井市南山 2-10-8

被上告人兼相手方 岡 野 三 之

千葉県白井市笹塚 2-5-1-823

被上告人兼相手方 脇 部 高 男

千葉県白井市堀込 1-3-8-1

被上告人兼相手方 堀 澤 三 千 男

上記 13 名訴訟代理人弁護士

重 隆 憲

今 井 麻 紗 子



これは正本である。

平成 2 7 年 1 月 1 5 日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 東 田 純 子

